

三島市子どもの学習・生活支援事業業務委託 仕様書

1 業務名

三島市子どもの学習・生活支援事業業務

2 目的

生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づき、生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援及びその保護者に対する相談支援等を実施することで、子どもの将来的な自立を促進することを目的とする。

3 履行期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

4 実施地域

三島市内全域

5 対象者及び定員

以下のいずれかの条件を満たす小学4年生から高校3年生までの児童・生徒とその保護者とする。子どもの定員は原則25名以上とする。

- (1) 三島市で生活保護を受給している世帯であること。
- (2) その他、上記に準じた生活困窮世帯と市が認めた世帯であること。

6 事業内容

三島市内に学習支援教室を設置し、以下の業務を行う。

なお、実施にあたっては、関連する法令及び国の通知等に基づき事業を行うこと。

(1) 学習支援教室の運営

対象者の児童・生徒の個々の状況に応じ、学力の向上や学習の習慣づけ、生活習慣・育成環境の改善、高校進学や高校中退防止、高校卒業後の進学のための学習支援を行う。教室利用の申し込み希望世帯への内容説明や受付業務も併せて行う。

(2) 生活支援に関する業務

対象者の児童・生徒の自尊感情や自己肯定感の醸成、ソーシャルスキルや生活環境の向上等を図るため、次に掲げる業務を実施する。

ア イベント等を通じた相互の交流・コミュニケーションを図る取組

(ア) 受託者は、特別講師による講演、季節の行事、体験教室、企業と連携した職場体験やキャリア教育等のイベント等を学習支援の開催日に替えて実施することができる。

(イ) 受託者は、開催日時を市と協議の上、決定する。なお、会場は受託者において

確保することとするが、市の公共施設を利用する場合は、市は場所の確保に可能な範囲で協力するものとする。

イ 生活習慣の定着サポート

受託者は、対象世帯への家庭訪問、電話連絡、個別面談等（以下「家庭訪問等」という。）の実施により世帯の状況を把握し、生活習慣や育成環境の改善のための支援を行う。ただし、対象世帯への家庭訪問や電話連絡は、利用開始前を含め少なくとも四半期に1回及び対象世帯の状況に応じ適宜実施するものとし、利用者との個別面談は毎月実施するものとする。

ウ 保護者への支援

受託者は、家庭訪問等やイベント、相談会の実施等により、生活環境の向上を図る取組を行うとともに、さらなる支援が必要な世帯について、市と情報共有を行う。

7 事業実施の方法等

(1) 学習支援教室の会場

学習支援教室の会場は、受託者が自らの負担により三島市内に1ヶ所以上確保すること。会場の賃料は、委託費に含めることができる。

なお、会場は常設である必要はないが、生活困窮者世帯の児童・生徒を対象とする事業の性質を踏まえ、利用者のプライバシーに配慮を行うこと。また、利用者の通学の利便性や、学習環境に配慮した上で、当市との協議を行い、その承諾を受けた上で会場を決定すること。

(2) 学習支援教室の支援形式、開催回数、開催時間等

対面式の個別指導を基本とする。但し、受託者側より、より適切な指導形式の提案がある場合はこの限りではない。

最低限度として、毎週1回、平日の放課後に開催すること。1回あたり2時間程度の開催を想定しているが、曜日や開催時間については、利用者の学年等によって調整しても構わない。また、夏休み等の長期休暇期間や入試直前等については、別途、追加で教室を開催することが望ましい。

(3) 学習支援教室の居場所的機能

学習支援教室には、利用者が安心して通うことができ、日常生活習慣の形成や社会性の育成に資するような居場所的な要素を持たせること。

(4) 人員体制、役割等

学習支援教室には以下の人員を配置すること。

ア 教室責任者 1名

(ア) 業務

- ・学習支援教室の運営及び生活習慣・育成環境改善業務の統括
- ・他の教室スタッフの育成、指導
- ・教室の利用を希望する児童・生徒の保護者への説明

- ・関係機関との連携、調整

(イ) 資格及び経験

特定の資格の保有は条件としないが、教育関連又は子育てに関する社会福祉関連の業務に3年以上携わった経験を必須とする。

イ 学習支援員 3名以上。1名は教室責任者が兼ねることができる。

(ア) 業務

- ・学習支援教室での学習支援業務及び生活習慣・育成環境改善業務
- ・教室を利用する児童・生徒の保護者との面談

(イ) 資格及び経験

特定の資格及び経験の保有は条件としないが、以下の資格又は経験のいずれかがあることが望ましい。

- ・教育関連又は子育てに関する社会福祉関連の業務に1年以上携わった経験があること。
- ・教員免許
- ・社会福祉士

ウ 生活支援員 1名以上。教室責任者又は学習支援員を兼ねることができる。

(ア) 業務

家庭訪問等による、生活習慣・育成環境改善業務

(イ) 資格及び経験

特定の資格及び経験の保有は条件としないが、以下の資格又は経験のいずれかがあることが望ましい。

- ・教育関連又は子育てに関する社会福祉関連の業務に1年以上携わった経験があること。
- ・教員免許
- ・社会福祉士

エ ボランティアスタッフ

必要に応じて、大学生等のボランティアスタッフを配置しても構わない。ボランティアスタッフについては特定の資格及び経験の保有は条件としないが、本事業に対する理解と熱意があることと、業務に必要な知識や守秘義務等についての研修を受託者が実施することを条件とする。

(5) 職員の研修

受託者は、自らの負担により当事業に従事する職員に対する研修を積極的に行い、その資質向上に努めること。当市が指示する研修については可能な限り受講すること。また、研修の実施結果について当市に報告すること。

(6) 事業の進捗状況の報告及び打ち合わせ

受託者は、当市と事業の進捗状況や業務内容に関する打ち合わせを委託者または受託者の求めにより都度必要に応じて行うこと。

(7) 事業報告等

受託者は、当市に対して当月分の学習支援及び生活支援の実施状況に関する報告書等を作成し、翌月10日までに当市に提出すること。

なお報告は、以下の内容を想定しているが、必要に応じて当市が書類、資料等の提出を求めた場合は、指示に従い提出すること。

- ア 学習支援教室の実施状況（月末時点での利用対象者数、月間の教室の参加者数）
- イ 生活支援の実施状況（家庭訪問や電話連絡の実施回数、個別面談の実施回数）
- ウ 利用者の個別の出席状況
- エ 利用者の個別の状況（学習支援状況・生活支援状況）
- オ イベント等の実施状況（随時）
- カ 利用者・家庭からの意見苦情等（随時）
- キ 厚生労働省及び調査機関から求められる報告等（随時）
- ク その他必要と認められる報告

8 その他

(1) 委託費

委託費には以下を含むことができる。

- ・人件費（給与、賞与、各種手当、社会保険料等）
- ・報償費（外部講師、ボランティアへの謝礼等）
- ・旅費
- ・使用料及び賃借料
- ・需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）
- ・役務費（通信運搬費、手数料、保険料）
- ・備品購入費（30万円未満に限る。机、椅子等）

(2) 利用者徴収の禁止

受託者は、当事業の実施にあたり利用者から利用料や教材費等を徴収してはならない。

(3) 信用失墜行為の禁止

受託者は、当事業の実施にあたり当市の信用を失墜する行為を行ってはならない。

(4) 問い合わせ・苦情対応等

委託業務に関する問い合わせについては、原則として受託者が対応することとする。利用者と業務従事者間のトラブルへの対応は、原則として受託者の責任において迅速かつ誠実な対応を行うとともに、当市に報告すること。また、受託者が単独では対応できない苦情等が発生した場合は、直ちに当市に報告し、対応を協議すること。

(5) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、当事業にかかる業務の全部又は一部を第三者に請け負わせ、又は委任してはならない。ただし、事前の協議を経て書面により当市の承認を得た場合は、当該

業務の一部を第三者に請け負わせ、又は委任することができる。

なお、一部委託は、委託総額の2分の1を超えてはならない。

(6) 業務の引き継ぎ

この契約の履行期間が満了するとき又は契約書に基づく契約の解除があるときは、受託者は、業務の遂行に関する留意事項等を取りまとめた引継書を作成し、当市に引き渡すものとする。

なお、当市が引き継ぎ未完了と認めた場合は、委託期間の終了後であっても無償で引き継ぎを行うこと。当市は、受託者が上記の規定に違反し損害が生じた場合には、受託者に対してその損害額の賠償を求めることができる。

(7) 個人情報の取り扱い

受託者は当事業の実施にあたり個人情報を取扱う場合は、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）及び「三島市個人情報保護条例」（平成12年条例第23号）を遵守すること。

(8) 守秘義務

受託者は、契約の履行に際して知り得た秘密を他人に漏えいしてはならない。契約の終了後及び解除後についても同様とする。

(9) 権利の帰属

当事業の実施により得られたデータ及び成果品は、当市に帰属するものとし、当市の許可なく他に使用あるいは公表してはならない。

(10) 協議

この業務説明資料に定めるもののほか、当事業の実施に関して必要な事項は、当市と受託者で協議の上決定するものとする。